

仕 様 書

日野谷発電所 P C B 廃棄物運搬処分業務

I 仕様書

(頁) 2 ～ 4

徳島県企業局

日野谷発電所PCB廃棄物運搬処分業務仕様書

1 適用

本仕様書は「日野谷発電所PCB廃棄物運搬処分業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項についても、業務の遂行上具備すべきものについては当然これを充足するものとする。

2 業務内容

本業務は、日野谷発電所 中央倉庫 1 階に保管してある低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）及び鉛を含む塗膜くず、養生シート類並びに剥離時に使用した防護服・安全保護具について、収集・運搬及び処分を行う業務である。

（1）委託業務箇所

収集場所：徳島県那賀郡那賀町日浦字池の本 1 番地の 1 地先 日野谷発電所 中央倉庫
運 搬 先：受注者の無害化処理認定施設

（2）対象廃棄物の性状、荷姿等

ア 種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物 注）廃棄物の重量は、推定による。	塗膜くず	kg 453	ドラム缶（蓋付き） （容積）200リットル/本 （重量） 20.0kg/本	本 22	kg 440
	養生シート類	120	ペール缶（蓋付き） （容積） 20リットル/本 （重量） 2.0kg/本	1	2
	使用済み防護服等	90			
	計	663			
	廃棄物と容器の総重量			1,105 kg	

- ・ 輸入廃棄物の有無：無
- ・ 廃棄物は、「塗膜くず」、「養生シート類」、「使用済み防護服」に分別して、別々のドラム缶に封入している。
（内訳）ドラム缶：塗膜くず 15 本、養生シート類 4 本、使用済み防護服等 3 本
ペール缶：塗膜くず 1 本
- ・ 廃棄物はドラム缶及びペール缶内部へ直接収納（内袋なし）している。
- ・ 廃棄物は、流動性の液体の存在しない固体状汚染物であり、天板フタを緊結・密封した

状態で保管している。

イ 廃棄物に係る試験結果

P C B（含有） 6.3mg/kg【定量下限値 0.01mg/kg】
鉛（含有） 83mg/kg【定量下限値 10mg/kg】
クロム（含有） 10 未満 mg/kg【定量下限値 10mg/kg】
鉛又はその化合物（溶出） 0.03 未満 mg/l【定量下限値 0.03mg/l】
六価クロム化合物（溶出） 0.1 未満 mg/l【定量下限値 0.1mg/l】

3 適正な処理のために必要な情報（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 6 第 1 号の規定に基づく通知事項）

（１）対象廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿に関する事項	} 2（２）による。
（２）対象廃棄物の P C B 濃度	
（３）通常の保管状況の下での腐食、揮発等対象廃棄物の性状の変化に関する事項	なし
（４）他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	なし
（５）その他対象廃棄物等を取り扱う際に注意すべき事項	廃棄物はドラム缶及びペール缶内部へ直接収納（内袋なし）している。容器の蓋を開けて作業等を行うときは、作業従事者の健康及び周辺環境への影響が生じないように、必要な防護措置を講じること。 また、容器は、新しいものを使用しているが、積卸し時の衝撃による損傷など、内容物の漏れにつながる傷が生じていないか、取扱いの各段階で注意すること。

4 業務区分別条件

（１）収集・運搬

- ア 廃棄物を受注者の処分場まで運搬すること。
- イ 運搬車両は、受注者が所有する廃棄物の運搬許可を得た車両とすること。
- ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、過積載とならないよう注意すること。
- エ 廃棄物は、発注者がドラム缶（200 リットル/本）及びペール缶（20 リットル/本）の中に保管しているので、その状態のまま、収集・運搬することを原則とする。

オ 収集の日時については、契約締結後に打ち合わせることとする。

(2) 処分（中間処理）

ア 廃棄物及び容器を無害化処理すること。

中間処理後に残った金属類その他の有価物は、受注者に帰属することとするので、処分に係る料金は、予め見込まれる有価物（無害化後の容器）の評価額を差し引いて見積もること。

なお、契約締結後において、有価物（無害化後の容器）の評価額の見直しに伴う契約金額の変更は、行わない。

イ 委託後の計量の結果、廃棄物（容器を含まず。）の重量が、2（2）の重量と異なることを発注者と受注者の両方で確認したときは、所定の計算式により委託料の額を再計算し、契約の変更により委託料の額を改めるものとする。

ウ 受注者において運搬・処分にあたり内袋への詰め替えや二次容器等への収納が必要な場合は、処理施設の受入基準に基づき適切な作業計画・積算を行うこと。

エ 処分場は、受注者が管理している許可処分場とすること。

5 その他

(1) 上記のほか本業務は、関係法令を遵守して実施すること。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、紙によるものとし、その用紙は、受注者が用意すること。

(3) 本業務の成果品として、委託業務完了報告書に作業状況写真を添付すること。

なお、作業状況写真は、原則として電子納品対象外（紙による）とする。